

いじめ防止対策推進法に係る本市の対応について

1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景

平成23年10月、滋賀県大津市において中学校2年男子生徒がいじめを苦に自殺するという事件が発生し、その対応を巡り、「学校や教育委員会だけでは、いじめ問題への対応に限界がある」との認識が社会全体に広がった。このことから、いじめ防止対策を、社会総がかりで推進しようという趣旨で、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が議員立法で制定された。

2 「いじめ防止対策推進法」の概要

(1) 総則

・いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

- ・いじめ防止等のための対策の基本理念、国や地方公共団体、学校、保護者など関係者の責務等

(2) いじめ防止基本方針等

- ・国、地方公共団体及び学校は、「いじめ防止等のための基本的な方針」を定める。（国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務）
- ・地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。

(3) 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- ・学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策
- ・いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために学校に置く組織
- ・個別のいじめに対して学校が講ずべき措置
- ・出席停止制度の適切な運用等

(4) 重大事態への対処

・重大事態の定義

「①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

- ・学校の設置者又は学校は、その下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた児童等及び保護者への情報提供を行う。
- ・学校は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、地方公共団体の長へ報告しなければならない。
- ・地方公共団体の長は、当該報告を受け、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。

3 本市の対応

(1) これまでの対応

① 「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」事業

平成9年度に全国に先駆け、「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」を設置し、関係機関・団体、学識経験者等からいじめ防止対策等についての意見を聞いたり、いじめ防止の啓発活動を行ったりしてきた。また、学校において重大事態が発生したときには、推進本部内に臨時に「いじめ対応支援チーム」を設置し、事実関係の調査及び学校への支援を行うこととしてきた。

② 各学校における取組

平成25年度、全小中学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定した。また、各学校で、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図り、いじめ発生時の組織的な対応を行うため、「いじめ根絶チーム」を設置した。

(2) 今後の対応

① 「いわき市いじめ防止基本方針」の公表（平成29年4月）

- いじめ防止等のための対策の基本的な考え方
 - ・方針策定の目的、基本理念、基本的な考え方 等
- いじめ防止対策のために市、市教育委員会及び学校が実施する施策
 - ・いじめ防止対策のための組織の設置
 - ・市の取組
 - ・市教育委員会の取組
 - ・学校が実施すべき施策
- 重大事態への対処
 - ・重大事態に関する調査及び対処
 - ・調査結果の提供及び報告

② 「いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例」（平成29年6月1日施行）

※重大事態へ対処するための附属機関の設置

○ 「いわき市いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

- ・学校において重大事態が発生したときに、教育委員会としての調査を行う場合当該委員会が調査を行う。
- ・委員は、教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

○ 「いわき市いじめ問題調査委員会」（市長の附属機関）

- ・市長は、教育委員会から重大事態に係る調査結果についての報告を受け、必要があると認めるときは、当該委員会が再調査を行う。
- ・委員は、教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。